

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ特例)に関する事務について

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八百津町は、寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岐阜県八百津町長

公表日

令和5年10月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	寄附の受納に基づき、お礼状と寄附金受領証明書を送付する際に、寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ特例)を希望者には併せて申請書を送付する。 寄付者は申請書に記載して町へ返送、またはマイナンバーカード、スマートフォンアプリを用いたオンライン申請のどちらかを行う。 申請書を受領またはオンライン申請があった場合はmotiONEというシステムへ入力、管理を行う。 1年分の取りまとめが終わり次第、eLTAXで各市区町村長へデータ送信する。
③システムの名称	motiONE eLTAX(団体間回送機能)
2. 特定個人情報ファイル名	
ふるさと納税ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第3項、別表第一項番16
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域振興課
②所属長の役職名	地域振興課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	I 関連情報1-②事務の概要	市町村に送付する。	市町村にeLTAX(地方税ポータルシステム)を通じて送付する。	事後	
平成31年3月1日	評価実施期間における担当部署②所属長	地域振興課長 永田ひろ子	地域振興課長	事後	
平成31年3月1日	IIしきい値判断項目内 いつ時点の係数か	平成29年11月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	IV リスク対策	なし	項目追加	事後	
令和2年7月27日	IIしきい値判断項目内 いつ時点の係数か	平成31年3月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和3年7月1日	IIしきい値判断項目内 いつ時点の係数か	令和2年7月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	
令和3年7月1日	IV6情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	-	事後	
令和3年7月1日	IV6情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	特に力を入れている	-	事後	
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目内 いつ時点の係数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和5年7月1日	IIしきい値判断項目内 いつ時点の係数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年7月1日	I 関連情報1-②事務の概要	希望者については、寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ特例)を町へ返送し、町は当該データを電子データにて管理する。最終的に一年間の情報をまとめ、寄附金税額控除に係る申告特例通知書を、寄附者の住民票住所地の市町村にeLTAX(地方税ポータルシステム)を通じて送付する。	寄付者は申請書に記載して町へ返送、またはマイナンバーカード、スマートフォンアプリを用いたオンライン申請のどちらかを行う。 申請書を受領またはオンライン申請があつた場合はmotiONEというシステムへ入力、管理を行う。 1年分の取りまとめが終わり次第、eLTAXで各市区町村長へデータ送信する。	事後	
令和5年7月1日	I 関連情報1-③システムの名称	ワンストップ特例管理システム	motiONE eLTAX(団体間回送機能)	事後	